

令和 5 年 3 月 14 日

市長が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

市長が保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び周南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年周南市条例第41号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が保有する個人情報の保護その他法及び条例の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第 2 条 法第77条第 1 項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第 1 号）によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第 3 条 法第82条第 1 項又は第 2 項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第82条第 1 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第 2 号）
- (2) 法第82条第 2 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第 3 号）

(開示決定等の期限の延長等に係る通知)

第 4 条 法第83条第 2 項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記様式第 4 号）によるものとする。

2 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記様式第 5 号）によるものとする。

(開示請求に係る事案の移送に関する手続等)

第 5 条 法第85条第 1 項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機

関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（別記様式第6号）を交付するものとする。

- 2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記様式第7号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する手続）

第6条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書（法第86条第1項適用）（別記様式第8号）によるものとする。

- 2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（法第86条第2項適用）（別記様式第9号）によるものとする。

- 3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記様式第10号）を提出して行うものとする。

- 4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記様式第11号）によるものとする。

（保有個人情報の閲覧の方法等）

第7条 保有個人情報の閲覧をする者は、関係職員の指示に従うとともに、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、保有個人情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第8条 法第87条第1項に規定する保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 音声データ 次のいずれかの方法であって、市長が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

- イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付
 - (2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法であって、市長が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
 - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
 - ウ 写真等を表示する画像データを日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの交付
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法であつて、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
 - ア A3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - イ A3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
 - ウ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
 - エ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法
- (開示の実施方法等の申出)

第9条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報開示方法等申出書（別記様式第12号）によるものとする。

(写し等の交付に要する費用等)

第10条 条例第5条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写し等の交付に要する費用は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 文書又は図画についての写し（A3判までの大きさのもの）の交付 1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては50円
- (2) 文書又は図画についての写し（A3判を超える大きさのもの）の交付 当該写しの作成に要する額
- (3) 第8条第1号イ、第2号イ及び第3号ウに規定する交付 光ディスクの場合にあつては1枚につき100円、光ディスク以外の電磁的記録媒体の場合にあつ

ては当該写し等の作成に要する額

(4) 第8条第2号ウ及び第3号イに規定する交付 1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては50円

(5) 第8条第3号エに規定する交付 当該写し等の作成に要する額

2 条例第5条第3項の規定による費用の負担の減額又は免除を受けようとする者は、個人情報開示請求に係る費用減額(免除)申請書(別記様式第13号)に、次の各号に掲げる書類のいずれかを添えて提出しなければならない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書類

(2) その他資力がないことを証明する書類

(訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第14号)によるものとする。

(訂正決定等に係る通知)

第12条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等に係る通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第15号)

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報訂正不承認決定通知書(別記様式第16号)

(訂正決定等の期限の延長等に係る通知)

第13条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記様式第17号)によるものとする。

2 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記様式第18号)によるものとする。

(訂正請求に係る事案の移送に関する手続等)

第14条 法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書(別記様式第19号)を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求

事案移送通知書（別記様式第20号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第15条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（別記様式第21号）によるものとする。

（利用停止請求書）

第16条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第22号）によるものとする。

（利用停止決定等に係る通知）

第17条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等に係る通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1） 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第23号）

（2） 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報利用停止不承認決定通知書（別記様式第24号）

（利用停止決定等の期限の延長等に係る通知）

第18条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第25号）によるものとする。

2 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第26号）によるものとする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第19条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（別記様式第27号）によるものとする。

（実施状況の公表の方法）

第20条 条例第8条の規定による運用状況の公表は、市広報に掲載することにより行うものとする。

（その他）

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(市長が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止)

2 市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成16年周南市規則第15号）は、廃止する。

別記様式第1号（第2条関係）	保有個人情報開示請求書
別記様式第2号（第3条関係）	保有個人情報開示決定通知書
別記様式第3号（第3条関係）	保有個人情報不開示決定通知書
別記様式第4号（第4条関係）	保有個人情報開示決定等期限延長通知書
別記様式第5号（第4条関係）	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書
別記様式第6号（第5条関係）	保有個人情報開示請求事案移送書
別記様式第7号（第5条関係）	保有個人情報開示請求事案移送通知書
別記様式第8号（第6条関係）	意見照会書（法第86条第1項適用）
別記様式第9号（第6条関係）	意見照会書（法第86条第2項適用）
別記様式第10号（第6条関係）	保有個人情報の開示決定等に関する意見書
別記様式第11号（第6条関係）	反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書
別記様式第12号（第9条関係）	保有個人情報開示方法等申出書
別記様式第13号（第10条関係）	個人情報開示請求に係る費用減額（免除）申請書
別記様式第14号（第11条関係）	保有個人情報訂正請求書
別記様式第15号（第12条関係）	保有個人情報訂正決定通知書
別記様式第16号（第12条関係）	保有個人情報訂正不承認決定通知書
別記様式第17号（第13条関係）	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書
別記様式第18号（第13条関係）	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書
別記様式第19号（第14条関係）	保有個人情報訂正請求事案移送書
別記様式第20号（第14条関係）	保有個人情報訂正請求事案移送通知書
別記様式第21号（第15条関係）	提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

別記様式第22号 (第16条関係)	保有個人情報利用停止請求書
別記様式第23号 (第17条関係)	保有個人情報利用停止決定通知書
別記様式第24号 (第17条関係)	保有個人情報利用停止不承認決定通知書
別記様式第25号 (第18条関係)	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書
別記様式第26号 (第18条関係)	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書
別記様式第27号 (第19条関係)	諮問通知書